

令和 4 年 3 月 17 日

保険医療機関 開設者 様
保 険 薬 局 開設者 様

近 畿 厚 生 局 長

令和 4 年度診療（調剤）報酬改定時における集団指導の取扱い等について

平素から社会保険医療行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、近畿厚生局では、健康保険法第 73 条、船員保険法第 59 条、国民健康保険法第 41 条及び高齢者の医療の確保に関する法律第 66 条の規定に基づき、診療（調剤）報酬改定の際に集団指導を実施しています。

令和 4 年度診療（調剤）報酬改定時の集団指導につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、会場への参集形式を採らず、各保険医療機関等において改定内容等に関する説明動画を視聴し、関係通知等をご確認いただくことで、開催に代えさせていただきます。

つきましては、下記にご留意の上、動画視聴等を適切に実施し、令和 4 年度診療（調剤）報酬改定に係る理解を深めていただきますようお願いいたします。

記

1 集団指導の目的

令和 4 年度診療（調剤）報酬改定について理解を深め、保険診療及び保険調剤の質的向上及び適正化を図ることを目的とします。

2 実施方法

以下の(1)及び(2)について、適切に実施願います。

(1) 令和 4 年度診療（調剤）報酬改定に関する説明動画の視聴

厚生労働省動画チャンネルの説明動画（YouTube）を視聴してください。

【ホームページ掲載場所】

【厚生労働省動画チャンネルQRコード】

近畿厚生局トップページ(上部バナー) > 令和 4 年度診療報酬改定(お知らせ・施設基準届・疑義照会方法) > 3 令和 4 年度診療報酬改定内容の説明動画等について > 厚生労働省動画チャンネル



(2) 関係通知等の確認

厚生労働省ホームページに掲載されている関係通知等（省令、告示、通知、事務連絡及び説明資料）を確認してください。

【ホームページ掲載場所】

【厚生労働省ホームページQRコード】

近畿厚生局トップページ(上部バナー) > 令和 4 年度診療報酬改定(お知らせ・施設基準届・疑義照会方法) > 2 令和 4 年度診療報酬改定に係る通知等について > 令和 4 年度診療報酬改定について（厚生労働省ホームページ）



※ ホームページを閲覧できない場合は、保険医療機関等の所在地を管轄する近畿厚生局各事務所（大阪府にあっては指導監査課。以下同じ。）までご連絡ください。

裏面に続きます

3 施設基準の届出

(1) 届出が必要な施設基準

同封の「令和4年度診療（調剤）報酬改定に伴う施設基準の届出チェックリスト」をご確認いただき、届出漏れがないようご注意ください。

(2) 届出に当たっての留意事項

ア 届出方法

- ・ 施設基準の届出は、正本を1通、郵送でお願いします。
- ・ 郵送に当たっては、封筒の上部余白に朱書きで医科、歯科、薬局の別を明記の上、「施設基準届出書 在中」と記載してください。
- ・ 届出書一式は、表紙に当たる届出書用紙（基本診療料は「別添7」、特掲診療料は「別添2」）を含め、届出を行う施設基準ごとに作成してください。
- ・ 添付資料について、通知や届出書添付書類様式の「記載上の注意」欄に定められたものを忘れずに提出してください。
- ・ 提出前に内容や添付資料に誤りや漏れがないか十分に確認してください。
- ・ 保険医療機関等において、提出した届出書一式の写し（副本）を適切に保管してください。
- ・ 施設基準の届出書及び添付書類の様式は、近畿厚生局ホームページに設けた令和4年度診療（調剤）報酬改定に関する特設ページの「4 施設基準等の届出について」に掲載しています。届出時の留意事項に関する動画も掲載していますので、併せてご確認ください。

〔近畿厚生局特設ページQRコード〕



イ 提出期限

令和4年4月20日（水）〔必着〕

※ 提出が期限を過ぎると、令和4年5月以降の算定開始となりますので
ご注意ください。

ウ 提出先

保険医療機関等の所在地を管轄する近畿厚生局各事務所

4 診療（調剤）報酬改定に関する疑義照会

(1) 参考資料の送付がない場合

診療（調剤）報酬改定内容に関するご質問は、近畿厚生局特設ページの「疑義照会送信フォーム」を用いて照会（送信）願います。

(2) 参考資料を添付して送付する場合

特設ページに掲載している「疑義照会票」の様式を用いてファクシミリ又は郵送により保険医療機関等の所在地を管轄する近畿厚生局各事務所へ提出してください（「疑義照会送信フォーム」には、電子データを添付できないため）。

※ 疑義照会をするに当たっては、事前に告示、通知、疑義解釈資料等を十分にご確認くださいますようお願いします。回答は、電話又は疑義解釈資料の近畿厚生局ホームページ掲載により行います。内容によっては回答にお時間を要する場合がありますのでご了承ください。

【医科診療所】令和4年度診療報酬改定に伴う施設基準の届出チェックリスト

令和4年3月4日現在

(リストの見方)

- ① 「チェック」欄は、届出が必要な施設基準に☑を入れるなど、届出漏れの防止にご活用ください。
- ② 施設基準の具体的な内容は、告示、通知等をご確認ください（同封の事務連絡の「2 実施方法」の「(2) 関係通知等の確認」を参照）。
- ③ このチェックリストは令和4年3月4日に通知等が発出された時点のものです。今後、厚生労働省の通知の訂正などに伴い変更される場合があります。届出時に変更がないかどうか、改めてご確認をお願いします。

第1 新たに創設された施設基準

令和4年4月以降に当該点数を算定するためには、届出が必要です。

診療所に関連する施設基準のうち、主なものを掲載しています。これ以外の新たに創設された施設基準については、告示・通知をご確認ください。

届出期限：令和4年4月20日（必着）※令和4年4月1日から算定する場合

チェック		施設基準
基本診療料		
1	☐	初診料の注1、再診料の注1及び外来診療料の注1の規定による情報通信機器を用いた診療
2	☐	初診料の注11及び再診料の注15に規定する外来感染対策向上加算
3	☐	初診料の注12及び再診料の注16に規定する連携強化加算
4	☐	初診料の注13及び再診料の注17に規定するサーベイランス強化加算
5	☐	放射線治療病室管理加算 ※有床診療所のみ
6	☐	感染対策向上加算3 ※有床診療所のみ
7	☐	感染対策向上加算の注3に規定する連携強化加算 ※有床診療所のみ
8	☐	感染対策向上加算の注4に規定するサーベイランス強化加算 ※有床診療所のみ
9	☐	報告書管理体制加算 ※有床診療所のみ
10	☐	ハイリスク分娩等管理加算（地域連携分娩管理加算を算定する場合に限る。） ※有床診療所のみ
特掲診療料		
1	☐	一般不妊治療管理料
2	☐	生殖補助医療管理料1
3	☐	生殖補助医療管理料2
4	☐	二次性骨折予防継続管理料3
5	☐	下肢創傷処置管理料
6	☐	外来腫瘍化学療法診療料1
7	☐	外来腫瘍化学療法診療料2
8	☐	外来腫瘍化学療法診療料の注6に規定する連携充実加算
9	☐	生活習慣病管理料の注4に規定する外来データ提出加算 ※算定は令和5年10月以降可能（事前の手続が必要なため）
10	☐	こころの連携指導料（Ⅰ）
11	☐	こころの連携指導料（Ⅱ）

12	☐	禁煙治療補助システム指導管理加算
13	☐	在宅時医学総合管理料の注13及び施設入居時等医学総合管理料の注7に規定する在宅データ提出加算 在宅がん医療総合診療料の注7に規定する在宅データ提出加算 ※算定は令和5年10月以降可能（事前の手続が必要なため）
14	☐	救急搬送診療料の注4に規定する重症患者搬送加算
15	☐	在宅患者訪問看護・指導料の注16（同一建物居住者訪問看護・指導料の注6の規定により準用する場合を含む。）に規定する専門管理加算
16	☐	染色体検査の注2に規定する絨毛染色体検査
17	☐	抗アデノ随伴ウイルス9型（AAV9）抗体
18	☐	前立腺針生検法（MRI撮影及び超音波検査融合画像によるもの）
19	☐	リハビリテーションデータ提出加算 ※算定は令和5年10月以降可能（事前の手続が必要なため）
20	☐	通院・在宅精神療法の注9に規定する療養生活継続支援加算
21	☐	依存症集団療法3
22	☐	導入期加算3
23	☐	精巣内精子採取術

第2 届出直しが必要な施設基準（届出期限ごと）

令和4年3月31日において現に当該点数を算定していた保険医療機関であっても、令和4年4月以降において当該点数を算定するためには、届出が必要です。

令和4年度診療報酬改定により施設基準の要件が変更されていますので、告示、通知等により変更後の要件を十分に確認し、要件を満たした上で、期限までに届出直しを行ってください。

なお、今後、通知の訂正等により、下記以外の施設基準も届出直しが必要となることがあります。

届出期限：令和4年4月20日（必着）

チェック		施設基準
基本診療料		
1	☐	機能強化加算
2	☐	後発医薬品使用体制加算1 ※有床診療所のみ
3	☐	後発医薬品使用体制加算2 ※有床診療所のみ
4	☐	後発医薬品使用体制加算3 ※有床診療所のみ
特掲診療料		
1	☐	小児かかりつけ診療料1
2	☐	小児かかりつけ診療料2
3	☐	BRCA1／2遺伝子検査
4	☐	外来後発医薬品使用体制加算1
5	☐	外来後発医薬品使用体制加算2
6	☐	外来後発医薬品使用体制加算3

届出期限：令和4年10月1日 ※今後期限が変更になる場合があります。

	チェック	施設基準	
基本診療料			
1	☐	有床診療所入院基本料(令和4年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)	※有床診療所のみ
特掲診療料			
1	☐	がん患者指導管理料イ(令和4年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)	
2	☐	在宅療養支援診療所(令和4年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)	

届出期限：令和5年4月1日 ※今後期限が変更になる場合があります。

	チェック	施設基準	
特掲診療料			
1	☐	医科点数表第2章第9部処置の通則の5並びに歯科点数表第2章第8部処置の通則の6に掲げる処置の休日加算1、時間外加算1及び深夜加算1(令和5年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)	
2	☐	導入期加算2(令和5年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)	

届出前に今一度ご確認をお願いします

- ☐ 施設基準の要件に適合していますか。告示、通知、疑義解釈資料により十分に確認してください。
- ☐ 記載漏れ、添付漏れはありませんか。通知のほか、届出書添付書類様式の「記載上の注意」欄にも添付が必要な書類が記載されていることがあります。これらをよく読み、定められたものを忘れずに提出してください。
- ☐ 届出書一式は、表紙に当たる届出書用紙(基本診療料は「別添7」、特掲診療料は「別添2」)を含め、届出を行う施設基準ごとに作成してください。なお、開設者の押印は不要です。
- ☐ 提出した届出書一式の写し(副本)を保険医療機関において適切に保管してください。

施設基準の届出先

府県名	届出先	事務所等の所在地	T E L	F A X
福 井	近畿厚生局 福井事務所	〒910-0019 福井市春山 1-1-54 福井春山合同庁舎 7F	0776-25-5373	0776-25-5375
滋 賀	近畿厚生局 滋賀事務所	〒520-0044 大津市京町 3-1-1 大津びわ湖合同庁舎 6F	077-526-8114	077-526-8116
京 都	近畿厚生局 京都事務所	〒604-8153 京都市中京区烏丸通四条上ル笋町 691 リそな京都ビル 5F	075-256-8681	075-256-8684
大 阪	近畿厚生局 指導監査課	〒540-0011 大阪市中央区農人橋 1-1-22 大江ビル 8F	(施設基準に関する件) ①06-7663-7663 (医科・薬局に関する件) ②06-7663-7665 (歯科に関する件) ③06-7663-7666	06-4791-7355
兵 庫	近畿厚生局 兵庫事務所	〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通 1-4-3 神戸防災合同庁舎 2F	078-325-8925	078-325-8928
奈 良	近畿厚生局 奈良事務所	〒630-8115 奈良市大宮町 1-1-15 ニッセイ奈良駅前ビル 2F	0742-25-5520	0742-25-5522
和歌山	近畿厚生局 和歌山事務所	〒640-8143 和歌山市二番丁 3 和歌山地方合同庁舎 5F	073-421-8311	073-421-8315

※ 別添事務連絡の内容に不明な点がある場合は、保険医療機関の所在地を管轄する近畿厚生局各事務所までお問い合わせください。なお、診療報酬改定の内容に関するご質問は、近畿厚生局ホームページ上の「疑義照会送信フォーム」を用いて照会（送信）願います。